

# 高松市体育協会規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、高松市体育協会（以下、「本会」）という。

第2条 本会の事務局は、高松市役所内におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、市民スポーツ憲章に則り、スポーツを普及奨励し、スポーツ精神を養うとともに、市民が生涯を通じてスポーツができるよう諸条件の整備につとめ、豊かな人生設計に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツの普及活動および競技力の向上
- (2) スポーツ大会の開催
- (3) 加盟団体の育成強化と相互の連絡融和
- (4) スポーツ少年団の育成強化
- (5) スポーツ等に関する調査研究
- (6) スポーツに関する表彰
- (7) スポーツに関する啓発、広報
- (8) その他本会の目的達成のための必要な事業

## 第3章 組織

第5条 本会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 市を単位とする種目別スポーツ団体
- (2) 市内に存在するその他のスポーツ団体
- (3) 本会の目的達成に賛助する団体または個人

## 第4章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監事 2名
- (8) 評議員 加盟団体より1名

第7条 会長および副会長は、評議員会で推挙する。

- 2 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。

第8条 理事長・副理事長は、理事の互選とする。

- 2 理事長は、会長の命を受けて会務を掌理する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故がある時はその職務を代行する。

第9条 常任理事は、理事長が指名する。

- 2 常任理事は、会務を掌理する。

第10条 理事は、評議員会で、評議員および学識経験者より選出し会長がこれを委嘱する。

- 2 理事のうち1名は、高松市スポーツ少年団役員をもって充てる。
- 3 評議員が理事に選出された団体は、さらにそれに代わる評議員を選出する。
- 4 理事は、会務を掌理する。

第11条 監事は、評議員会の決議に基づき、会長が委嘱する。

- 2 監事は会計事務の監査を行い、評議員会でその監査結果を報告しなければならない。

第12条 評議員は、加盟団体から1名選出する。

第13条 本会に、名誉会長ならびに顧問および参与を置くことができる。

- 2 名誉会長ならびに顧問および参与は、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は会長の諮問に応じ、顧問および参与は理事会の諮問に応じるものとする。

第14条 本会の目的に賛同する個人および団体を、特別会員とする。

- 2 特別会員には、毎年事業の報告を行う。

第15条 役員の任期は、2か年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員と同一期間とする。
- 3 役員は、任期満了するも後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

## 第5章 会議

第16条 評議員会は、本会の最高議決機関であって次の事項を審議する。

- (1) 予算および決算
- (2) 事業計画
- (3) 規約の変更
- (4) 役員の選出
- (5) その他の事項

(評議委員会の構成)

第 17 条 評議員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事、評議員をもって組織する。

2 評議員会は、原則として会長が招集し、会長が議長となる。

第 18 条 評議員会は、毎年 1 回開催する。ただし、次の場合は遅滞なくこれを開催しなければならない。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 3 分の 1 以上の評議員が連署で招集の請求があったとき。

第 19 条 会議は、定数の過半数で成立し、その議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。規約の改廃については、定数の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。ただし、委任状をもってこれに代えることができる。

2 すべての会議には議事録を作成し、会議開催時冒頭に参加者より指名した、「議事録署名人」2 名の署名押印のうえ、保存する。

第 20 条 理事会は、本会の執行機関であって、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事で組織する。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

3 評議員会から委嘱された事項及び評議員会に提出すべき議案を審議処理する。

4 第 18 条 2 項、第 19 条の規定は、理事会にも準用する。

第 21 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事で組織する。

2 常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。

3 理事会から委嘱された事項及び理事会に提出すべき議案を審議処理する。

4 第 18 条 2 項、第 19 条の規定は、常任理事会にも準用する。

第 22 条 本会の目的を達成するために審議する機関として、専門委員会を設置する。専門委員会規程は、別に定める。

2 委員長は、会長の命を受けて委員会の会務を掌理し、委員会における審議の状況および結果を、会長および理事会に報告しなければならない。

第 23 条 本会の目的を達成するために、必要に応じて、特定の問題を審査・調査するため、常任理事会の議決により特別委員会を設置する。特別委員会規程は別に定める。

2 委員長は、会長の命を受けて、委員会の会務を掌理し、委員会における審議の状況および結果を、会長および理事長に報告しなければならない。

## 第 6 章 高松市スポーツ少年団

第 24 条 本会に、高松市のスポーツ少年団によって構成する高松市スポーツ少年団をおく。

第 25 条 高松市スポーツ少年団は、第 4 条第 4 号、その他これに関連する事業に関して、別に定めるところに従い、決定および実施の権限を有する。

第 26 条 高松市スポーツ少年団の設置に関する規定については、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 7 章 事務局

第 27 条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局長は、会長が委嘱し局務を処理する。事務局処務規程は、別に定める。

## 第 8 章 会計

第 28 条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他

第 29 条 本会の加盟団体の分担する会費は、評議員会において決定する。

第 30 条 本会は理事会および評議員会の議決を経て必要に応じ特別会計を設けることができる。

第 31 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 9 章 加盟および脱退

第 32 条 本会に加盟または脱退しようとするものは、評議員会の承認を得なければならない。

- 2 2 年間の会費の未納があるものまたは 2 年間の活動実績が認められないものは、前項に規定する、脱退しようとするものとみなす。
- 3 第 1 項の規程により脱退したときは、既納の会費は返還しないものとする。
- 4 第 5 条の資格を失ったとき、または、加盟団体として不相当と認められたときは、評議員会の同意を経て、これを脱退させることができる。

## 第 10 章 細則

第 33 条 この規約施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附則

本会は、香川県体育協会に加盟する。

本規約は、昭和 34 年 12 月 18 日から施行する。

### 附則

本規約は、昭和 39 年 12 月 11 日から施行する。

附則

本規約は、昭和63年6月2日から施行する。

附則

本規約は、平成6年6月10日から施行する。

附則

本規約は、平成17年5月23日から施行する。

附則

本規約は、平成20年5月23日から施行する。

附則

本規約は、平成23年5月25日から施行する。